

意見書

平成 21 年 1 月 30 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

経営企画部 営業企画部門

電話番号

FAX 番号

検証結果案	意見
<p>(1) 指定電気通信設備の指定要件及びその範囲</p> <p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>(ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点(意見6~9)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<p>競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」を目的に創設されたものであることから、単に昨年度の検証結果の考え方を踏襲するのでは検証としては不十分であると考えます。</p> <p>先般当社が提出した意見の以下の点について、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、指定する設備を具体的に列挙する方式の採用、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定するといった見直しを行っていただきたいと考えます。</p> <p>■指定する設備を具体的に列挙する方式を採用すべきという論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きや、認可申請前の事前説明等に「数ヶ月」を要していること ・ その結果、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場において、当社だけがお客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れることになり、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様利便を著しく損ねていること <p>■端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきという論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること

検証結果案	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバの敷設にあたって、当社は、メタル回線と光ファイバを別に敷設しており、他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性はないこと、また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続き面での優位性はないこと
<p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点（意見10、11）について</p> <p>これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p> <p>(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点（意見12～15）について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示し</p>	<p>競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」を目的に創設されたものであることから、2008年3月のNGN答申時及び昨年度の検証結果の考え方を踏襲するのでは検証としては不十分であると考えます。</p> <p>先般当社が提出した意見の以下の点について、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、それぞれの設備を指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■NGN、地域IP網及びひかり電話網</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと ・競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと ・NGNはサービス開始後まもなくユーザ数も少ないこと、また、收容局接続及び中継局接続について接続実績・要望もないこと ・ひかり電話は現在、接続相手方の事業者の接続料と同額の接続料を設定して

検証結果案	意見
<p>た考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p>	<p>接続しており、特段の問題は生じていないこと、逆に、ひかり電話網を指定設備化することにより、逆ざや等の新たな問題が生じることになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと <p>■イーサネット系サービス等のデータ通信網</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、16.5%であり(2007年9月末)、競争は十分に進展していること ・ イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること <p>■加入者光ファイバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバは、電力系事業者等との熾烈な設備競争の下、新たに敷設していくものであること ・ 光ファイバについては電力会社が東西の約2倍の電柱を保有し、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること ・ 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備され、現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供していること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること ・ 線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月末。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること

検証結果案	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力(営業収益、営業利益は当社を上回り、設備投資額は当社と同規模)、顧客基盤(携帯電話、ADSL事業などを通じ膨大な顧客基盤を構築済)を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること ■メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバ ・メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置(例. OLTは延べ920ビルに設置(2008年3月末))していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること ・局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(2001年)から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること(東西計:2006年11月末。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>今回、「NTT東西に所要の措置を要請する事項」とされた事例については、2007年度の検証結果と同様、その根拠となる他事業者の意見はいずれも具体的な立証がなされていない、もしくは誤解に基づくものであり、当社が不適切な行為を行ったとする指摘はあたりません。</p> <p>具体的に公正競争上の問題が生じていないにもかかわらず措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えるものであり、実際、検証結果案の公表に際して、「独占的地位利用し営業」(読売新聞 2008年12月24日)、「独占地位で光回線営業」(東京新聞 2008年12月25日)等の誤解のある報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>当社の企業イメージ、営業活動に与える影響の大きさを踏まえれば、競争セーフガード制度の運用にあたっては、他事業者の具体的な立証のない、もしくは誤解に基づく意見をもとにした検証を行うべきではなく、誤解を与えかねない記載は問題があると考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p> <p>(ア) 116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する。</p>	<p>当社は、加入電話及びISDNのお客様情報であって他事業者が利用できないものを用いたフレッツ光等の営業活動を行わないよう社員等へ周知・徹底を図っており、活用業務の認可条件の遵守について既に十分な措置を講じていることから改めて周知・徹底を要請する必要性は低いと考えます。</p> <p>なお、当社の「116」におけるフレッツ光の対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害しているとは考えておりません。</p>
<p>(イ) 現行のNTT法においてはNTT東日本が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東日本は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じる必要がある。</p> <p>このため、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT 東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。</p>	<p>当社は「フレッツ・テレビ」の広告において、放送サービスの提供主体が株式会社オプティキャスト殿であり、電気通信サービスの提供主体が当社である旨※を記載するよう社員等へ周知・徹底を図っており、また今後ともよりわかりやすい広告表記に努めていく考えであることから、今回、改めて周知・徹底を要請する必要性は低いと考えます。</p> <p>※広告記載例</p> <p>「フレッツ・テレビ」は、NTT 東日本が提供する電気通信サービス「フレッツ光」、 「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド/マンションタイプ光配線方式)」の契約によりご利用いただけます。</p>

検証結果案	意見
<p>(ウ) NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p> <p>なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループからそれぞれ受託した業務に係る情報の目的外利用の防止等について、周知・徹底すること等をNTT東西に対し要請し、NTT東西は、当該要請を受けて、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p>	<p>当社は、各種公正競争要件の遵守について、県域等子会社に適切な指導を行っており、今年度の検証において新たに公正競争確保上の具体的な問題が発生していない中で、昨年度に引き続き役員兼任の実態について報告を求める根拠に乏しく、報告を恒常化すべきではないと考えます。</p>